

金属アーク溶接等作業者のための

マスクフィットテストのご案内

令和5年4月1日より義務化

金属アーク溶接等作業中に発生する溶接ヒュームの暴露により、作業者に神経障害などの健康障害を及ぼすことが明らかになりました。これを受けて特定化学物質障害予防規則が改正されました。健康障害を防ぐために、従事する作業者は有効な呼吸用保護具を使用しなければなりません。そこで呼吸保護具が適切に装着されていることを確認するため、**1年以内ごとに1回、呼吸用保護器具のフィットテストの実施が義務**付けられました。

特定化学物質障害予防規則 第38条の21 2023年4月1日施行

【フィットテストの方法】

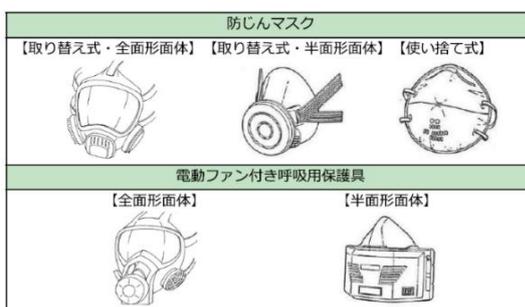
- ①JIS T8150（呼吸用保護具の選択、使用および保守管理方法）に定める方法またはこれと同等の方法により、呼吸用保護具の外側と内側で測定対象物質の濃度を測定し、以下の計算式により「フィットファクタ」を求めます。

$$(\text{フィットファクタ}) = \frac{\text{呼吸用保護具の外側の測定対象物質の濃度}}{\text{呼吸用保護具の内側の測定対象物質の濃度}}$$

- ②「フィットファクタ」が、以下の「**要求**フィットファクタ」を上回っているかどうかを確認します。

呼吸用保護具を有するもの	要求フィットファクタ
全面形面体を有するもの	500
半面形面体を有するもの	100

出典：厚生労働省リーフレット
「金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆様へ」より



フィットテストは**1年以内ごとに1回**行い、その結果を**3年間**保存することが**必要**です。

短縮定量的フィットテストにより短時間で測定させていただきます。
お気軽にお申し付けください。



夏原工業株式会社
NATSUHARA Industrial Technologies Inc.

営業課：〒522-0201 滋賀県彦根市高宮町2688番地1

TEL:0749-26-3272 FAX:0749-26-3278

北陸営業所：〒930-0009 富山県富山市神通町一丁目5番30号

TEL:076-411-9833 FAX:076-411-9844